

令和2年第7回湧別町教育委員会定例会議案

日 時 令和2年 7月21日(火)

午後3時30分

場 所 湧別町文化センターさざ波

中会議室

湧別町教育委員会

1	招集告知の日	令和 2年 7月 2日		
2	招集の期日	令和 2年 7月 21日		
3	会 期	令和 2年 7月 21日から 令和 2年 7月 21日まで		
4	招 集 委 員	4 名		
5	出 席 委 員	4 名		
6	欠席委員氏名	なし		
7 会 議 の 結 果	結 果	原 案 可 決	修 正 可 決	否 決
	提案件数			
	7 件	7 件	0 件	0 件
	計			
	7 件	7 件	0 件	0 件

議案番号	件名
承認第1号	令和2年教育委員会第6回定例会会議録の承認について
議案第1号	湧別町いじめ防止基本方針の策定について
議案第2号	湧別町いじめ対策支援チーム設置要綱の制定について
議案第3号	湧別町学校医の任命について
議案第4号	湧別町教育支援委員会委員の委嘱について
議案第5号	教職員住宅の用途廃止について
議案第6号	令和2年度湧別町社会教育推進計画の策定について

承認第1号

令和2年教育委員会第6回定例会会議録の承認について

記

署名委員 森谷和洋氏より報告

令和2年7月21日提出

湧別町教育委員会教育長 阿部 勉

議案第1号

湧別町いじめ防止基本方針の策定について

いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）第12条に基づき、湧別町いじめ防止基本方針を次のように策定する。

記

別紙のとおり

令和2年7月21日提出

湧別町教育委員会教育長 阿部 勉

提案理由

いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針を定めるため、本方針を策定するものである。

議案第 2 号

湧別町いじめ対策支援チーム設置要綱の制定について

湧別町いじめ対策支援チーム設置要綱を次のように制定する。

記

別紙のとおり

令和 2 年 7 月 2 1 日提出

湧別町教育委員会教育長 阿 部 勉

提案理由

湧別町いじめ防止基本方針に基づくいじめの防止等のための対策を実効的に行うようにするため、教育委員会の内部組織として湧別町いじめ対策支援チームを設置するものである。

湧別町いじめ対策支援チーム設置要綱

(設置)

第1条 湧別町いじめ防止基本方針に基づき、湧別町いじめ対策支援チーム（以下「支援チーム」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 支援チームは、次の事項を所掌する。

- (1) いじめ防止等のための対策
- (2) 重大事態が発生した場合、必要に応じて行う調査
- (3) 前2号に掲げるもののほか、教育長が必要と認める事項

(組織)

第3条 支援チームの委員（以下「委員」という。）は、次に掲げる者のうちから教育長が任命する。

- (1) 教育総務課職員
- (2) 学識経験者

2 重大事態の調査を行う場合は、前項に掲げる者のほか、特別委員として、教育長が適当と認める者を加えることができる。ただし、調査の公平性・中立性を確保するため、調査の対象となるいじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有する者は支援チームの委員となることができない。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(特別委員の任期)

第5条 特別委員の任期は、重大事態の調査が終了したときまでとする。

(リーダー及びサブ・リーダー)

第6条 リーダーは、教育長が指名する。

- 2 リーダーは、支援チームの実務を総理する。
- 3 支援チームに、サブ・リーダー1名を置く。
- 4 サブ・リーダーは、リーダーを補佐し、リーダーに事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(招集)

第7条 支援チームの招集は、リーダーが行う。

(秘密の保持)

第8条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、支援チームの運営に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

議案第3号

湧別町学校医の任命について

湧別町学校医等の設置に関する条例（平成21年条例第88号）第3条の規定に基づき、次の者を学校医に任命する。

記

1 住所及び氏名

住 所 湧別町中湧別北町3019番地の19

氏 名 加 藤 励

2 任命年月日 令和2年8月1日

令和2年7月21日提出

湧別町教育委員会教育長 阿 部 勉

提案理由

令和2年6月30日をもって、前ゆうゆう厚生クリニック院長である和田医師が退職し学校医を解任したため、後任者を任命しようとするものである。

議案第3号説明資料

令和2年度湧別町学校医等名簿

区 分	氏 名	担 当 学 校
学 校 医	澁 谷 努	中湧別小学校、湧別小学校、芭露学園
	加 藤 励	上湧別小学校、開盛小学校、富美小学校 上湧別中学校、湧別中学校
学 校 歯 科 医	竹 林 秀 人	上湧別小学校、上湧別中学校
	佐々木 正 知	中湧別小学校、開盛小学校、富美小学校
	西 川 輝 雄	湧別小学校、湧別中学校、芭露学園
学 校 薬 剤 師	酒 井 卓 子	上湧別小学校、中湧別小学校、開盛小学校 富美小学校、上湧別中学校
	澁 谷 頼 子	湧別小学校、湧別中学校、芭露学園

任 期 自 令和2年4月 1日

至 令和3年3月31日

※加藤医師 自 令和2年8月 1日

至 令和3年3月31日

議案第4号

湧別町教育支援委員会委員の委嘱について

湧別町教育支援委員会設置条例（令和2年条例第6号）第3条の規定に基づき、次の者を教育支援委員会委員に委嘱する。

記

1 住所及び氏名

住 所 湧別町中湧別北町3019番地の19

氏 名 加 藤 励

2 任命年月日 令和2年8月1日

令和2年7月21日提出

湧別町教育委員会教育長 阿 部 勉

提案理由

令和2年6月30日をもって、前ゆうゆう厚生クリニック院長である和田医師が退職し教育支援委員会委員を解職したため、後任者を委嘱しようとするものである。

議案第5号

教職員住宅の用途廃止について

教職員住宅の一部について、次のとおり教職員住宅としての用途を廃し、町に返還するよう町長に申し出をする。

記

- 1 用途廃止する日 令和2年7月21日

- 2 教員住宅の用途を廃止する財産

名称	教職員住宅（湧172号）
所在	湧別町錦町186番地の18
面積	73.71平方メートル
構造	木造平屋建
建設年	平成13年
価格	9,844千円

- 3 位置図 別紙のとおり

令和2年7月21日提出

湧別町教育委員会教育長 阿部 勉

提案理由

湧別地区義務教育学校用地買収に伴い、土地所有者の住居移転先を確保するため、教職員住宅としての用途を廃止するものである。

議案第6号

令和2年度湧別町社会教育推進計画の策定について

令和2年度湧別町社会教育推進計画を次のとおり策定する。

記

別紙のとおり

令和2年7月21日提出

湧別町教育委員会教育長 阿部 勉

提案理由

令和2年度の社会教育行政の執行にあたって、社会教育推進計画を定めようとするものである。